

(仮称) 伊丹市鴻池計画に係る環境影響評価準備書に対する
伊丹市環境審議会答申書案

1. 全般事項

(1) 交通

- (ア) 物流施設の特性を踏まえた環境影響評価とするために、施設の運営形態や時間帯ごとに想定される車両の出入り台数、一日のトラック発生交通量等の適切な資料を環境影響評価準備書に記載するとともに、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (イ) 事業計画地周辺の状況を鑑み、工事中及び施設供用後における、具体的な交通安全対策について、環境影響評価準備書に記載すること。なお、ガードマンの配置についても検討すること。

(2) その他

- (ア) 工事中及び施設供用後の環境の変化について、住民の理解・納得を得られるよう、影響を受けると想定される住民に対し、事業の実施に先立って十分な説明を行うこと。
- (イ) 工事中及び施設供用後における事業者による住民相談窓口等を設け、十分に周知するとともに、問題が発生した場合には、住民との協議や対策等の対応について具体的に環境影響評価準備書に記載すること。
- (ウ) 工事用車両及び施設関連車両の運転者に対し、走行ルート上の事故多発箇所、利用経路等を周知し、通学児童、歩行者、自転車、一般車両等の安全対策について具体的に環境影響評価準備書に記載すること。
- (エ) 類似事例を調査し、有効な環境保全措置について、環境影響評価準備書に反映すること。

2. 個別事項

(1) 土壌汚染

- (ア) 土壌汚染対策法における特定有害物質については、土壌汚染対策法および兵庫県の指導に基づき適切に調査・対応すること。

(2) 騒音・振動・低周波

- (ア) 騒音・振動・低周波音について施設の運営形態・稼働時間を踏まえた適切な調査地点を選定するとともに、当該調査結果に基づき適切な予測及び評価を行うこと。
- (イ) 住居地域と隣接していることや24時間稼働を想定していることから騒音・振動・低周波音に対する環境保全措置については特段の配慮をすること。

(3) 景観

- (ア) 景観調査地点（眺望点）について、計画建物が視認できるだけでなく、計画建物と周辺の状況がよくわかる十分な数の調査地点（眺望点）を選定すること。
- (イ) 建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周辺環境との調和を図ること。
- (ウ) 敷地外周部の緑化における緑の高さ及び樹種の考慮による圧迫感軽減等による視覚的調和などの検討をすること。
- (エ) 建物の短手及び長手方向からの断面図及び立面図を環境影響評価準備書に記載し、建物の形がわかるようにすること。